

第2章	災害予防計画	1
第1節	災害に強い市づくり	1
第2節	情報の収集・連絡体制計画	2
第3節	活動体制計画	5
第4節	広域相互応援計画	7
第5節	救助・救急・医療計画	11
第6節	消防・水防活動計画	14
第7節	要配慮者支援計画	18
第8節	緊急輸送計画	27
第9節	障害物の処理計画	29
第10節	避難受入れ活動計画	30
第11節	孤立防止対策計画	39
第12節	食糧品等の備蓄・調達計画	41
第13節	給水計画	43
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	45
第15節	危険物施設等災害予防計画	47
第16節	上水道施設災害予防計画	49
第17節	下水道施設災害予防計画	50
第18節	通信・放送施設災害予防計画	51
第19節	その他ライフライン施設災害予防計画	53
第20節	災害広報計画	54
第21節	土砂災害等の災害予防計画	56
第22節	防災都市計画	61
第23節	建築物災害予防計画	63
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	66
第25節	河川施設等災害予防計画	68
第26節	ため池災害予防計画	70
第27節	農林水産物災害予防計画	71
第28節	二次災害の予防計画	72
第29節	防災知識普及計画	74
第30節	防災訓練計画	79
第31節	災害復旧・復興への備え	82
第32節	自主防災組織の育成に関する計画	84
第33節	企業防災に関する計画	88
第34節	ボランティア活動の環境整備	90
第35節	防災対策に関する財政措置計画	92
第36節	災害対策に関する調査研究及び観測	94
第37節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	95

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い市づくり

本市は、急峻な地形と脆弱な地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、災害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な市土の形成に努める必要がある。また、都市化の進展、人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

そのための取組みとして交通・通信施設災害に対する安全性の確保、治山治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。また、総合的災害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能確保等災害に強いまちづくりを推進する。

さらに、ハード面での整備に加え、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域等について、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域等に情報伝達方法、避難場所に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を掲載したハザードマップの作成及び公表等により、警戒避難体制の整備を推進する。

併せて、被害の発生防止及び軽減を図ることを目的に組織されている区を中心とした自主防災組織の育成強化を図り、地域に根ざした防災コミュニティにおける地域社会活動の強化、活性化のための支援を行い、災害時において行政機関及び消防機関との連携を図る中で、防災に対する体制整備に努めるとともに災害への備えに重点を置いた、予防計画の推進を図る。また、「自らの命は自らで守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となる。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施するための体制・方法の整備を行う。

主な取組み

- 災害時に有効な情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 災害時の情報通信手段の整備、特に多ルート化を推進する。
- 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

第1 情報の収集・連絡体制

1 情報の収集・連絡

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、市民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (4) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (5) 情報収集手段として情報通信技術（以下「ICT」という。）の活用について研究する。
- (6) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (7) 長野地方気象台等からの雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、国、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (8) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (9) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるよう努める。
- (10) 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

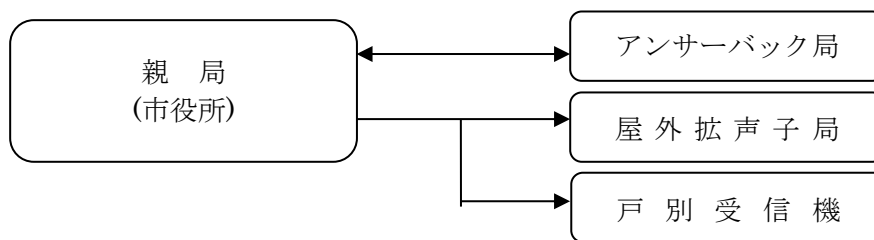
第2 無線設備の現状

（駒ヶ根市防災行政無線・駒ヶ根市消防団専用無線・長野県防災行政無線の相互交信は周波数が違うため不可能）

1 駒ヶ根市防災行政無線（資料36）

- (1) 同報系無線施設（双方向）

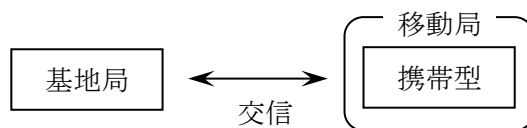
屋外拡声子局 73基 (内 アンサーバック局 2局)
 戸別受信機 8箇所 (小中学校ほか)



(2) 移動系無線施設 (双方向)

基地局 1局 (市役所)

(3) 移動局携帯型 43局 (市長、総務部長、市役所、支所、各区自主防災会長)



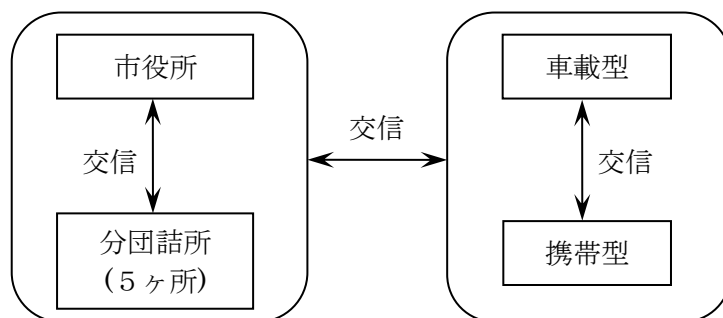
2 駒ヶ根市消防団簡易無線機 (双方向) (資料 37)

携帯型(固定) 6局 (市役所・分団詰所(5ヶ所))

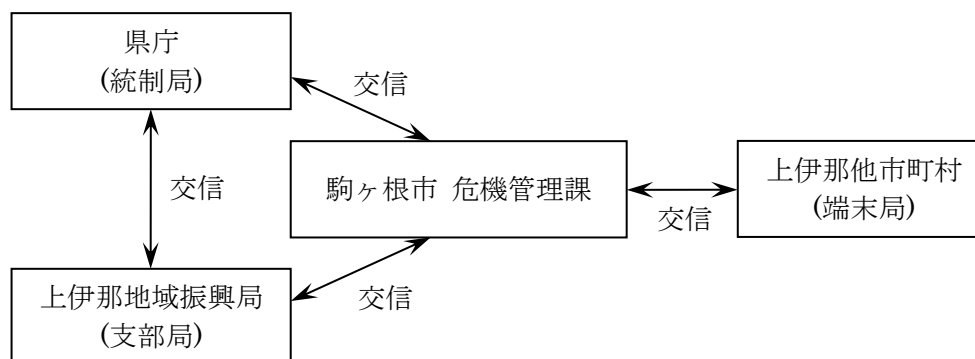
車載型 26局 (分団車両)

携帯型 35局 (団長・副団長・分団長・副分団長・部長・市役所)

(平成26年度に、消防団専用無線から、簡易無線機に変更)



3 長野県防災行政無線（無線機能及びFAX機能）



4 アマチュア無線

アマチュア無線クラブとの災害時応援協定により、機能的かつ効率的な運用を図る。

アマチュア無線アンテナ設置箇所 市庁舎、武道館

第3 情報通信手段の整備

平常時の通信手段として、主に電話を使用しているが、災害時には施設の損壊や輻輳現象により、有効な通信手段となり得ない可能性がある。このため、本市では昭和60年に移動系の防災行政無線を設置してあるが、1チャンネルであるため大規模な災害に対応することは困難である。

今後は、高度情報化の進展をみながら、次の通信手段の整備に努める。

- (ア) 地域防災無線等防災行政無線（戸別受信機を含む）の整備
- (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動系の応急対策機器の整備
- (ウ) 災害時優先電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の効果的な活用
- (エ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時情報システム（J-ALERT）その他の震災情報等を瞬時に受信・伝達するシステムの維持・整備

第4 情報の分析整理

常に自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、ICTの活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

更に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するための体制の整備を図る。

主な取組み

- 職員の配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等を整備する。
- 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第1 職員の非常・活動体制の整備

1 職員の配備活動体制

市は、発災後、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

職員の非常参集及び活動体制の整備は、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。(震災対策編第3章第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員・災害対策本部の活動」に掲載)

2 応急活動マニュアル

災害時の応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等を整備し、職員に周知徹底を図る。

第2 組織の整備

災害応急活動を円滑に実施するには、それぞれの防災関係機関が防災体制を整備するとともに各機関の応援協力体制が求められる。

そのため、駒ヶ根市防災会議の円滑な運営により防災関係機関の連携強化を図る。

第3 防災中枢機能等の確保

災害対策本部となる市庁舎の安全性の確保及び設備の充実等に努める。また、庁舎がその機能を果たせないときは、代替施設として市民体育館または武道館を使用する。

第4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

第5 業務継続性の確保

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使えないときの代替施設の特定、電位・水・食料等の確保、災害時も繋がりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

第4節 広域相互応援計画

大規模な災害が発生し、その規模及び被害の状況から、本市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体、消防機関相互及び公共機関相互等において応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図り、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動の実施を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

主な取組み

- 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 県外相互応援協定の締結市町村との円滑な応援体制の確立を図る。
- 県内外消防本部による、消防相互応援協定に基づく応援体制整備を図る。
- 自衛隊との連携強化を図る。
- 公共機関及びその他事業者間との円滑な応援体制の確立を図る。
- 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第1 相互応援協定締結市町村との連携の強化

令和4年1月1日現在、本市では下記の5件の相互応援協定を締結している。

今後は、この協定に基づき平常時から備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。更に、被災経験自治体を含めて遠隔市町村との応援協定の締結について検討する。

災害時の相互応援に関する協定（静岡県磐田市、平成7年9月1日協定締結）

長野県市町村災害時相互応援協定（県内市町村、平成8年4月1日施行、平成23年12月16日改正）

災害時の相互応援に関する協定（福島県二本松市、平成17年10月14日協定締結）

災害時の相互応援に関する協定（石川県かほく市、平成25年11月15日協定締結）

三遠南信災害時相互応援協定（三遠南信地域全39市町村、令和2年3月31日協定締結）

1 応援の種類、内容

(1) 磐田市、二本松市、かほく市

ア 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん・提供

イ 応急措置及び応急復旧に必要な職員等の派遣

ウ 被災者の一時受入れのための施設の提供及びホームステイ等による仮住いのあっせん

エ 児童生徒の教育機関への受入れ

オ ボランティアのあっせん

カ アからオに定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 長野県市町村災害時相互応援協定

大規模災害等の非常事態の場合において、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合で、他市町村に応援を要請することがより効果的で必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村長に、応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

なお、当市は上伊那ブロックに属し、代表市は伊那市となり、当市は第2順位の市として位置づけられ、広域的な大規模災害時において、代表市が被災した場合は、当市がその代表市の業務を代行することとなる。

ア 物資等の提供及びあっせん

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他の供給に必要な資機材
- (イ) 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- (ウ) 救援救助活動に必要な車両等
- (エ) 廃棄物、し尿処理のための車両及び施設
- (オ) 避難受入れ施設（避難所、応急仮設住宅等）
- (カ) 火葬場

イ 人員の派遣

- (ア) 救護及び応急措置に必要な職員
- (イ) 消防団員

ウ その他

- (ア) 避難場所、避難所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- (イ) ボランティアのあっせん
- (ウ) 児童・生徒の受け入れ
- (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

エ アからウに掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(3) 三遠南信災害時相互応援協定

災害が発生し、応援を受けようとする場合は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請する。

なお、当市は上伊那ブロックに属し、代表都市である。

ア 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与

ウ 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供

エ 児童生徒その他被災者の一時受入れ

オ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(4) 長野県市長会

長野県市長会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

2 応援要請の手続、方法

応援要請の方法は、次の事項を明らかにし、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材及び物資の種類、品名、数量
- (3) 職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要事項

3 経費の負担

応援に要する経費の負担は、職員の派遣に要した費用以外は、原則として応援を要請した市町村の負担となる。

第2 消防間の相互応援協定

1 現状

県内13の消防本部により県消防相互応援協定が締結されている。

県内を東・北・中・南信の4ブロックに分け、編成し、各ブロックに地域代表消防本部を置き、応援は地域代表消防本部に要請する。

2 消防本部が実施する計画

- (1) 県消防長会と消防相互応援協定に基づき、応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。また、必要に応じて見直し等調整を図る。
- (2) 消防力の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

第3 自衛隊との連携

自衛隊と連絡体制を確立し情報の交換及び共有を図る。

第4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

1 現状

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

2 公共機関及びその他事業者が実施する計画

- (1) 同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施

する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- (2) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

第5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

1 現状

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。

2 県及び市町村が実施する計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

第6 広域防災拠点の確保

- 1 県、広域内の市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気象等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況）等を考慮して拠点を選定する。
- 2 選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- 3 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、あらかじめ状況を把握する。
- 4 関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第7 受援体制の整備

長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（平成31年3月）を策定した。

そのことを踏まえ、市としても駒ヶ根市受援計画を策定し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

第5節 救助・救急・医療計画

災害により広域的かつ同時多発する救助・救急の要請に対処するため、消防救助隊員、救急隊員の技術向上と、一般市民への応急手当方法の普及を図る。

また、医療・助産等についても即応体制が必要であり、総合的に体制の整備を図る。

主な取組み

- 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 地域住民及び事業所等に対し応急手当方法の普及啓発活動を行う。
- 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。
- 上伊那医師会等の医療団体の協力を得て、災害時の医療体制を整備する。
- 昭和伊南総合病院は、災害時の拠点医療機関としての詳細な防災計画を策定する。
- 災害拠点病院を中心として関係機関との連携による災害医療体制の整備を図る。

第1 救助・救急用資機材の整備

- 1 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- 2 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災初動期の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から市民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

第2 医療用資機材の備蓄

医薬品等の備蓄は、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄と、昭和伊南総合病院で行う在庫備蓄により対応する。

県の災害医薬品備蓄事業実施要領に基づく備蓄のうち、当市に最も近接している備蓄状況は次のとおりである。

1 備蓄場所

事業所名 東邦薬品株式会社南信営業所
所在地 〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 3259-107
TEL 0265-81-6656

2 備蓄医薬品等

県及び医薬品卸売業者と連携し、具体的な医療資機材の確保、供給体制についてあらかじめ計画を策定する等検討する。

第3 応急手当指導員、応急手当普及員の養成

上伊那広域消防本部応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、地域及び事業所等に普及啓発活動を行う。

第4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

- 1 大規模災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - (1) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - (2) 最先到着隊による措置
 - (3) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - (4) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - (5) 各活動隊の編成と任務
 - (6) 消防団の活動要領
 - (7) 通信体制
 - (8) 関係機関との連絡
 - (9) 報告及び広報
 - (10) 訓練計画
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交えて調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- 3 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- 4 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第5 昭和伊南総合病院の対応

昭和伊南総合病院は、市内の基幹病院として、また災害時の拠点医療機関として、別途詳細な防災計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期す。

各種災害に対する点検整備等を常に行い、特に建物の耐震化に努める。

なお、上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルにおいては、災害対応病院（黄タグ病院）として位置づけられているため、上伊那地域災害医療本部と連携を図るよう努める。

第6 関係機関との連携による災害医療体制の整備

上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、上伊那医師会等の医療関係機関との連携を図り、災害拠点病院等への傷病者の搬送体制等を確保するとともに、近隣市町村とも協議し、あらかじめ救護班の編成等、医師、看護師及び市職員の派遣体制について具体化を図るよう努める。

本市に係わる災害拠点病院は次のとおりである。

病院名	伊那中央病院
所在地	伊那市小四郎久保 1313-1
T E L	0265-72-3121
F A X	0265-78-2248
病床数	394

第7 医療機関の耐震化

市内の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

第6節 消防・水防活動計画

防火思想の普及、徹底及び消防体制の充実強化によって、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

主な取組み

- 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、消防計画により、災害による被害の未然防止を図る。
- 消防及び水防資機材並びに施設の整備、拡充を図る。
- 消防水利の多様化及び適正化を図り整備を促進する。

第1 消防力の強化

「消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害に備え、消防機関が迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

現状では、常備消防として、消防署と消防車、救急車等を配備し、非常備の消防団と相互に協調しつつ有効かつ適切な消防活動を図っている。

今後においては、地震による同時多発火災、大規模火災を想定し、「消防力の整備指針」に適合するよう、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるため、各種事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善・教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入を促進し、消防団の活性化と育成強化を図る。

第2 消防資機材の整備

火災に即応するには、消防資機材及び通信体制の整備強化が不可欠であり、消防資機材、消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信網の計画的な更新補充を図る。

第3 消防水利の整備

消防水利については、「消防水利の基準」に適合するよう、防火水槽及び消火栓の設置を計画的に進めており、今後は、家屋の密集地や消防水利の乏しい地域を中心に整備する。

なお、災害時には、地盤の変動、水道管の損傷、電源の停止等によって、消火栓の機能確保が困難となることが予想されるので、防火水槽、プール、自然水利等の整備を図る。

第4 消防用施設整備の促進

年次的、計画的に施設整備を促進する。

第5 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となる。

したがって、活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時に関係機関が一体となって対処できる体制の構築を図る。

第6 消防活動の困難路等の解消

地震等によって道路周辺の建物・塀等の倒壊、斜面・法面の崩壊又は道路盛土被害等が発生するおそれのある地区若しくは道路が狭く屈折している地区、駐車車両の多い地区では、災害時に消防車両の通行に支障が生じる。

したがって、消防車両のための幹線道路の整備や細街路地区における拡幅、電柱等の埋設化、角切り及び駐車車両の排除などを促進する。

第7 防火思想、知識の普及

火災を予防し、火災から人命を守るためには、火災の発生防止、初期消火、通報、避難等について、市民一人ひとりの十分な理解を得ることが重要である。

- 1 市民に火災予防思想を普及させるため関係機関と協力し、毎年春秋に実施される火災予防運動等の広報啓発活動を通じて、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。
- 2 事業所等の防火管理者に対して、施設内の整備、点検、訓練をするよう指導し、防火体制の促進強化を図る。
- 3 要配慮者等を考慮し、地域の相互扶助の精神に添った火災予防指導の徹底に努める。

第8 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

第9 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

第10 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、長野県消防相互応援協定書、上伊那広域消防本部緊急消防援助隊受援計画等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び要請した場合の受入れ体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第11 水防体制の整備

迅速な情報収集と的確な水防活動が実施できる体制を確立する。

- 1 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- 2 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - (1) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - (2) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- 3 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- 4 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- 5 河川ごとの水防工法の検討
- 6 居住者への立退の指示体制の整備
- 7 洪水時等における水防活動体制の整備
- 8 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- 9 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- 10 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- 11 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- 12 前記10と11に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。

- (1) 水防機関の整備
- (2) 水防計画の策定
- (3) 水防協議会の設置
- (4) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

1 3 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

1 4 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

第7節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

主な取組み

- 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 在宅要配慮者の状況把握に努め、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 社会福祉施設及び医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客のために指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 土砂災害警戒区域、浸水想定区域の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制及び避難誘導等の強化を図る。

第1 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

福祉課と危機管理課が連携し、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿の更新は年1回行うよう努めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命の維持にかかわる者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 65歳以上の一人暮らしの者
- イ 介護保険制度による要介護認定者
- ウ 障がい者手帳所持者
- エ ア～ウに掲げる者以外の地域において避難支援が必要と認める方

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、次の情報を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難行動等の実施に関し、市長が特に必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市において災害対策基本法第49条の11第2項に定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する避難支援者等関係者は、次に掲げる者とする。

- ア 区（自主防災組織）
- イ 民生・児童委員
- ウ 駒ヶ根市社会福祉協議会
- エ 駒ヶ根警察署
- オ 上伊那広域消防本部
- カ 駒ヶ根市消防団
- キ その他、市長が特に必要と認めた者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、市の各担当部署は平常時より要支援者の居住地や生活状況等を把握するよう努める。情報については、紙ベースや電子媒体での保管を行う。

なお、避難行動要支援者名簿を作成するため、駒ヶ根市個人情報保護条例第7条及び第8条の規定に基づき、次に掲げる台帳等から要支援者の要件に該当する者の情報を収集する。

- ア 住民基本台帳
- イ 高齢者台帳
- ウ 要介護認定台帳
- エ 身体障害者更生指導台帳
- オ 精神障害者更生指導台帳
- カ 精神保健障害者台帳

また、上記アからカのほか、関係機関の協力で行う調査等でも要支援者の情報を収集する。

- キ 民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への訪問調査
- ク 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供
- ケ 基幹相談支援センターや相談支援事業者からの情報の提供
- コ その他必要に応じた情報の提供

(5) 名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止に関する事項

名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。また、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取り扱い者を限定するよう指導する。

第2 個別避難計画の作成

1 個別避難計画作成の努力義務

市は、地域防災計画に基づき、危機管理課と福祉課等関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

2 個別避難計画の事前提供

市は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

3 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 在宅者で介護の必要な者への対策

1 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

2 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握等

各課においては、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会、NPO・ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの可否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。また必要に応じ、災害発生に備えた避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用できるように努める。

3 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとする、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する指導

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- イ 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日常的に努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

(2) 地域住民に対する指導

- ア 各区の自主防災会は、区内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備するとともに、要配慮者と支援者の関係等を地図上に示した「災害時住民支え合いマップ」を作成、整備する。
- イ 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- ウ 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

4 支援協力体制の整備

市福祉事務所、県保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、看護大学、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域が一体となった支援協力体制の確立に努めるとともに、市民に対し避難場所、避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

また、耐震、耐火、鉄筋構造物等を備え、物理的障害壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するように努める。

特に要援護高齢者等の緊急受入れについては、介護保険施設等との協定（平成21年及び平成28年締結）により、物資、人員体制の確保、費用負担等について連携を図っていく。

第4 要配慮者利用施設に対する対策

1 非常災害時の整備

社会福祉施設に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

2 防災設備等の整備

高齢者や障がい者等の要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

3 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

4 防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

5 応援体制及び受援体制の整備

市は要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び市内や県内外における同種の施設若しくは施設利用者の受入に関する協定を締結するよう施設に働きかける。

6 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

7 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

- 8 市は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。
- 9 市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。

第5 要配慮者利用施設等が実施する対策

1 非常災害時の体制整備

要配慮者利用施設等においては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成するものとする。

2 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね1週間分）を行うよう努める。

3 組織体制の整備

要配慮者施設等においては、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災訓練の充実強化を図るものとする。

5 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び市内や県内外における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

6 防災体制の強化

医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

また、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

さらに、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

第6 外国籍市民及び観光客に対する対策

1 外国籍市民の状況把握及び支援体制の整備

市区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

外国籍市民については、言葉の障害が大きく、日常の防災対策をとる上でも、災害が起きた場合でも、情報が少ない又は得られないため、的確な防災行動をとることが困難となる。このため、地域、職場等との連携を図りながら、防災知識の普及、啓発及び防災訓練を実施する。

(1) 外国籍市民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体等と連携し、外国語によるインフォメーション等の情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍市民に対する指定緊急避難場所、避難所、避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて防災知識の普及を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体からの災害応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

2 観光客等への対応

本市は、中央アルプス駒ヶ岳を中心とした様々な観光施設等を控え、年間120万人余の観光客が訪れている。地理に不案内な観光客が被災した場合、情報が少ない又は得られず、的確な防災行動がとれないという点では外国籍市民と同様である。

このため、宿泊施設、関係団体等との連携を図りながら緊急時における連絡体制を確立する

とともに、防災知識の普及、啓発、防災訓練を実施する。

(1) 宿泊施設、関係団体等と連携し検討すべき対策

- ア 道路表示や案内板等の整備
- イ 駒ヶ岳ロープウェイ客が孤立した場合の救助対策
- ウ 各種イベント開催時の避難対策
- エ 災害時の観光客等受入れ施設の検討
- オ 観光客を交えた防災訓練の実施

(2) 観光施設の防災対策

観光関連事業者と連携して、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

第7 土砂災害警戒区域、浸水想定区域の要配慮者利用施設対策

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

警戒区域に警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、各種災害を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

浸水想定区域に、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

3 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、駒ヶ根市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。

4 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域（天竜川最大規模）内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域（天竜川最大規模）内の要配慮者利用施設の名称及び所在地は以下のとおりである。なお、下記施設に対し、危険が生じた場合は、状況を電話で伝達し被災を未然に防ぐよう努める。

土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

施設名称	住所	電話番号	管理者
東中学校	駒ヶ根市東伊那 966-1	0265-83-4014	駒ヶ根市
長野県伊那養護学校中等部 はなももの里分教室友組	駒ヶ根市東伊那 966-1	0265-83-4141	長野県伊那養護学校
サポートハウスもみじ荘	駒ヶ根市赤穂 24-53	0265-81-0117	リブサポート南信州
サポートハウスぼぷり	駒ヶ根市赤穂 24-54	0265-82-2683	リブサポート南信州
五つのパン カナン	駒ヶ根市赤穂 24-391	0265-76-3091	5loaves
グループホームはるか	駒ヶ根市赤穂 16398-124	0265-81-6474	りんどう信濃会
駒ヶ根悠生寮	駒ヶ根市赤穂 16397-16	0265-83-0611	りんどう信濃会
ケアホームのどか	駒ヶ根市下平 1581-1	0265-81-6607 0265-98-8707	ほっとグループホーム伊南
グループホームかしの木の家	駒ヶ根市東伊那 927	0265-83-5178	りんどう信濃会
駒ヶ根高原レディースクリニック	駒ヶ根市赤穂 759-195	0265-82-1010	医療法人ゆりかご

浸水想定区域（天竜川最大規模）内に立地する要配慮者利用施設

施設名称	住所	電話番号	管理者
下平幼稚園	駒ヶ根市下平 3844	0265-83-5689	駒ヶ根市
（再掲）ケアホームのどか	駒ヶ根市下平 1581-1	0265-81-6607 0265-98-8707	ほっとグループホーム伊南
西駒郷	駒ヶ根市下平 2901-7	0265-82-5271	長野県社会福祉事業団
西駒郷 駒ヶ根支援事業部 わーく西駒	駒ヶ根市下平 2901-7	0265-82-5271	長野県社会福祉事業団
せせらぎホーム	駒ヶ根市下平 2438-1	0265-98-8707	長野県社会福祉事業団

第8節 緊急輸送計画

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、陸上輸送にヘリコプターによる空輸を加えた総合的な計画とする。

主な取組み

- 緊急輸送路の指定を行い、その確保に努める。
- 物資輸送拠点及び緊急用ヘリポートの指定を行い、その確保に努める。
- 輸送体制の整備を図る。
- 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第1 緊急輸送路の確保計画

1 緊急輸送路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し（資料 48）その確保に努める。選定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 本市と隣接市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難場所、避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- (3) 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

2 緊急輸送路の確保

次により、緊急輸送路の確保に努める。

- (1) 国及び県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- (2) 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- (3) 積極的な都市計画の推進により災害に強い道路幅の確保に努める。

第2 物資輸送拠点及び緊急用ヘリポートの指定

本市又は隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなる「物資輸送拠点」を指定する。

また、迅速な救急活動と効率的な救援物資搬送及び道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、次により緊急用ヘリポートを選定する。（資料 47）

選定にあたっては、指定避難所等他の応急活動に支障とならない場所を選定する。ただし、やむをえずヘリポート予定地に避難場所、避難所を確保しなければならない場合は、他のヘリポー

トを選定して応急活動体制を整える。

また、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。

拠点ヘリポート	駒ヶ根市営運動場
物資輸送拠点	駒ヶ根市民体育館（駒ヶ根市防災拠点広場との一体利用） 駒ヶ根市武道館（市民体育館が市庁舎の代替施設となった場合） 北の原多目的運動場（フォークリフト等の重機使用可能）

第3 輸送体制の整備

県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

- 1 緊急輸送路の指定にあたり、交通規制等が円滑に実施できるよう、駒ヶ根警察署、道路管理者等と事前協議を行う。
- 2 旅客・貨物輸送機関の協力を得て、応急対策に必要な車両等の確保を行う。

緊急輸送を円滑に実施するため、緊急・救護輸送に関する協定を次の者と締結している。

締結者 上伊那地区輸送協議会

- 3 物資輸送拠点として、避難所等他の応急活動に支障とならない場所で、支援物資を集積、分類して、各避難所等に輸送できるような施設を選定する。

第4 緊急通行車両等の事前確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる市有車両が、被災地における活動を速やかに開始できるよう、車両を選定し事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。(資料 50)

第9節 障害物の処理計画

被災直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加え、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能又は困難な状態となることが予想される。これらの所有者又は管理者は、常日頃から点検を行い、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、災害発生時の円滑な応急対策体制の整備を行う。

主な取組み

- 各種施設などが災害発生時に障害物等にならないよう、所有者又は管理者は、施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、適時適切な措置を講じる。
- 建設業組合等、森林組合等林業関係団体の協力を得て、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- 除去した障害物の集積場所の確保に努める。
- 緊急輸送路とされている道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

第1 想定される障害物

地震時、風水害時等に想定される障害物は次のとおりである。

- 1 洪水、土石流等の災害により日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた土石、木竹等
- 2 河川、道路上の災害応急対策に支障となる木竹、倒壊家屋等
- 3 河川、道路上の建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊によって生じた災害廃棄物、放置車両等

第2 障害物の除去方法

1 実施方法

障害物の除去は、建設業組合等及び森林組合等林業関係団体の協力を得て、あらかじめ体制を整備し、効率的に実施する。

2 集積場所

障害物の集積は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し原則として市有地を活用する。集積場所については計画的に確保できるように努める。

一時的に市有地を利用する場合は、避難場所、避難所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

第10節 避難受入れ活動計画

風水害や大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

主な取組み

- 避難計画を策定し、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 東日本大震災等のような激甚な災害の発生も想定し、大規模かつ長期の避難活動も想定した避難計画の策定を行う。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第1 避難計画

1 避難計画の作成

大規模かつ長期の避難活動も想定しつつ、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成・防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

さらに、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

- (1) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、受入れ人口、責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 指定緊急避難場所及び指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する以下の事項
 - ア 給食措置
 - イ 給水措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用品の支給
 - オ 負傷者に対する救急救護
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する以下の事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 広域避難場所等の整備に関する以下の事項
 - ア 受入れ施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (8) 避難の心得、知識の普及啓発に関する以下の事項
 - ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 市民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
 - イ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 自主防災組織を通じた広報
 - (ウ) 防災無線による周知
 - (エ) ホームページ等通じた広報

なお市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。
- (9) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- (10) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。

2 市民への啓発

市は、災害予防の啓発に努めるとし、特に、大規模な地震災害の備えして平常時から次の措置を行うよう啓発に努める。

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておくものとする。
 - ア 家の中でどこが一番安全か
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や老人の避難はだれが責任を持つか
 - エ 避難場所、避難所、避難路はどこにあるか
 - オ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
 - カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (3) 避難場所、避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

3 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民の助け合い等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援計画を策定し、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した時に速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努めるとともに、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

また、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、地域住民、NPO・ボランティア団体等と連携し、災害発生時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

特に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、市は、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって、風水害及び地震災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

避難所においては、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、研修を実施するなど体制を整備する。

4 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、予め受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、観光客や出張者等の一時滞在者が市内で被災し帰宅困難となった場合は、下記の一時

滞在施設や民間ホテル等と連携し、一時滞在が可能となるよう努めるものとする。

下記の一時滞在施設については、避難環境を良好に保つための必要に応じた整備に努めるものとする。

施設名称	住所	電話番号
産地形成促進施設駒ヶ根ファームス	駒ヶ根市赤穂 759 番地 447	0265-81-7700
水と森のアウトドア体験広場	宮田村 4752 番地 96	0265-85-0455
広域総合交流促進施設（シルクミュージアム）	駒ヶ根市東伊那 482 番地	0265-82-8381
駒ヶ根ふるさとの家	駒ヶ根市東伊那 507 番地 1	0265-82-8391
ふるさとの丘（あゆみ館含む）	駒ヶ根市東伊那 574 番地 1	0265-83-7785
天竜かっぱ広場	駒ヶ根市下平 2426 番地 1	0265-81-4767

(注) 災害発生時は、上記施設の被災状況を確認し、安全が確認された場合のみ一時滞在施設として使用する。

第2 指定緊急避難場所の確保

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。(資料 51)

- 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。なお、これらは人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

- 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- 3 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- 4 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第3 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく。(資料52)

- 1 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- 2 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
- 3 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- 4 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- 5 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- 6 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- 7 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- 8 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備

に努めるものとする。

- 9 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- 10 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- 11 テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保証を行うものとする。
- 12 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- 13 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- 14 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- 15 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- 16 訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等を得られるよう各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。この際、住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮することに努める。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- 17 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- 18 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- 19 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- 20 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 21 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第4 応急仮設住宅の供給体制の整備

- 1 住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合は県が、それ以外は市が仮設住宅を提供することになるが、迅速な供給を行うため、事前に供給体制の整備を図る。
- 2 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被害者に住宅を提供する体制を整備する。
- 3 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- 4 応急仮設住宅の建設用地について、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- 5 利用可能な賃貸住宅及び空き家等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

応急仮設住宅建設候補地

名称	住所	面積 (㎡)	上水道	電気	ガス
栄町公園	上穂栄町 43 番地	1,700	整備済	整備済	LPガス
アルプス公園	上穂北 118 番地	2,300	整備済	整備済	LPガス
ふじやま公園	上穂北 192 番地	1,100	整備済	整備済	LPガス
馬住ヶ原公園	赤穂 14 番地 288	16,000	整備済	整備済	LPガス
駅北公園	北町 14928 番地 4	2,346	整備済	整備済	LPガス
小町公園	下市場 54 番地 2	3,699	整備済	整備済	LPガス
みゆき公園	南田 25 番地	1,719	整備済	整備済	LPガス
のぞみ公園	下市場 56 番地	1,200	整備済	整備済	LPガス
きらめき公園	下市場 55 番地 1	1,204	整備済	整備済	LPガス
馬見塚公園	赤穂 14 番地 5	1,000	整備済	整備済	LPガス

第5 学校における避難計画

学校長は、災害の危険から、多数の児童生徒等を混乱なく、かつ、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校の実態に即した適切な避難対策を立てておく。

1 防災計画（教育委員会）

- (1) 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- (2) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- (3) 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - ア 災害対策に係る防災組織の編成
 - イ 災害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
 - ウ 教育委員会、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - エ 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - オ 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - カ 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - キ 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - ク 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - ケ 児童生徒等の救護方法
 - コ 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - サ 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - シ 避難所等の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - ス 防災訓練の回数、時期、方法
 - セ 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - ソ 発災後における応急教育に関する事項
 - タ その他、学校長が必要とする事項

2 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- (1) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- (2) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (3) 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

3 防火管理（教育委員会）

二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (1) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (2) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

4 避難誘導（教育委員会）

- (1) 避難経路及び避難先、避難所は、第一、第二の避難経路及び避難先、避難所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (2) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ア 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - イ 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - ウ 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる
 - エ 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる

第6 在宅避難者等の支援

支援に関する情報が届きにくくなる以下の者については、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

- ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）
- イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難をした者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

- 1 住家の被害認定調査、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第11節 孤立防止対策計画

当市の地勢から、災害が発生すれば孤立地域の発生が懸念されることから、他の災害予防計画との調整を図りながら、その対策に万全を図る。

主な取組み

- 孤立予想地域との通信手段の確保を図る。
- 孤立予想地域に通ずる橋梁等道路の防災対策を推進するとともに、迂回路の確保に配慮した整備を推進する。
- 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握し、その対策に配慮する。
- 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 孤立予想地域ごとに避難所となり得る集会施設等の施設の整備を推進する。
- 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第1 孤立予想地域の把握

災害の種類ごとに孤立予想地域の把握に努める。

- 1 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となる恐れがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- 2 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。
- 3 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

第2 通信手段の確保

第2節「情報の収集・連絡体制計画」による。

第3 道路網の耐震化

第24節「道路及び橋梁災害予防計画」による。

第4 自主防災組織の育成・強化

第32節「自主防災組織の育成に関する計画」による。

第5 避難所の確保

孤立予想地区の集会施設等の実態を把握し、老朽施設の更新について地域に働きかけるものとする。

第6 備蓄

市は、食料品等の分散配置に配慮するとともに、孤立し帰宅困難となった観光客等を想定し、観光施設、旅館経営者等に対しても備蓄を働きかける。

また、市民に対し、万一孤立してしまった場合、その地域内での生活が維持できるよう、市民自らが食糧品等の備蓄に努めるよう啓発する。

第12節 食糧品等の備蓄・調達計画

災害の発生後、できるだけ速やかな食糧供給を行うため、県等関係機関と発災に対応できるよう協力関係の強化を推進する。

主な取組み

- 県、関東農政局松本地域センター及び上伊那農業協同組合等の関係機関・団体と連携をとり、食糧品等の円滑な調達・供給体制の整備を図る。
- 民間事業者等との協定による供給体制の整備
- 市民への備蓄の啓発
- 非常用食糧の備蓄を行う。
- 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 調達・供給体制の整備

- 1 県、関東農政局松本地域センター及び上伊那農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、食糧品の調達体制を整備する。
- 2 自主防災組織、赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、炊き出し等を行う供給体制の整備を図る。
- 3 学校給食センターの活用を図る。
- 4 他の地方公共団体等との相互応援協定に基づき、備蓄物資に関する情報交換を行うとともに供給が受けられる体制を整備する。
- 5 災害時に迅速に食糧品を確保するため、農業協同組合・生活協同組合、商工団体及び民間業者等との調達に関する協定を効果的に運用する体制を整備し、物資調達の万全を図る。
- 6 大規模な災害発生への恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 食糧品等の備蓄

備蓄量は、第3次長野県地震被害想定調査報告書、新潟県中越地震、東日本大震災及びその後の社会情勢等を考慮して備蓄する。

備蓄品は、地形、気象条件等地域の特性を考慮してアルファ米等の調理が不要又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心とした非常用食糧備蓄する。また、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等と連携を図る。

なお、備蓄に関して、次の点に留意する。

- 1 非常用食糧については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行い、必要に応じて更新する。
- 2 被災後の食糧・飲料水の供給は、医療機関・福祉施設関係を優先するが、市内の医療機関及び福祉施設等の各施設は、あらかじめ1週間分の非常食の備蓄を図る。
- 3 市民、企業等に対して食料備蓄の重要性についての啓発を防災訓練等の機会を通じて行い、市民自らの備蓄目標を最低1週間分の食糧の備蓄を促進する。
- 4 県との備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時の備蓄食糧の供給を円滑、効率的にできるようにする。

第3 食糧品等の供給計画

- 1 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。
- 2 食糧品供給を円滑に行うよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（鍋、釜等）、食器類（茶碗、箸等）、調味料（みそ、塩等）についても整備するように努める。

第13節 給水計画

災害時の給水施設の損壊、水道水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平常時に取り組む飲料水の備蓄、施設の耐震化、緊急用浄化装置の整備、給水車・給水タンクの確保、関係機関との協定の締結等給水対策を推進する。

主な取組み

- 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び浄水機の整備促進、関係事業者との協定の締結に努め、飲料水の備蓄、調達体制の整備を図る。
- 給水車等応急給水機材の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。
- 応急給水計画の作成

第1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

- 1 災害時においても、給水が実施できるように、配水池容量の増強、配水池への緊急遮断弁の設置、緊急用浄化装置の整備、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新等の整備を行う。
- 2 企業団用水は、送水管延長が長く大規模な災害発生時においては、送水管に損傷を受ける可能性が大きいものと考えられるため、それに替わる自己水源との接続を行う。
- 3 プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- 4 市民が実施する事項への支援を行う。
- 5 県が実施する事項に対する協力を行う。

第2 飲料水等の供給計画

1 非常用給水施設、用具の整備

- (1) 応急給水機材の整備及び水道指定店組合との災害時等における応急措置に関する協定に基づく応援体制の整備を図る。
- (2) 給水車、給水タンク及び非常用給水袋などの応急給水用具の備蓄及び増強に努める。

2 供給計画の整備

- (1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

第3 応急給水計画の作成

送・配水管等水道施設の応急復旧までの間、緊急医療及び給食活動等への水道水の供給並びに被災者への飲料水等の供給を迅速に行うための応急給水体制の強化を図る。

1 飲料水等応急給水体制の強化

- (1) 予備水源の保全、予備電源の確保を行う。
- (2) 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- (3) 貯水槽、プール等の飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (4) 地元飲料水の企業（ペットボトル）と大規模地震による発災時の供給方法を協議する。

2 飲料水等の供給量及び給水期間

被災者の飲料水は、3リットル／人・日とし緊急医療及び給食活動等は別に定めるとし、給水期間は災害発生日から1週間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。

3 家庭での飲料水等の確保

市民は、自ら飲料水等の備蓄の促進を図るため、次の事項を実施する。

- (1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄
- (2) 風呂の残り湯の活用による生活水の確保
- (3) バケツ、ポリタンク等の給水用具の確保
- (4) 自家用井戸等について、定期的に井戸水検査を実施して飲用の適・不適の確認をするとともに、非常時の飲料水又は生活水確保のため、その維持及び確保に努める

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。

生活必需品は、地域住民等の自主防災活動の自助努力により確保することを基本とするが、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。

主な取組み

- 県及び商工団体等の関係機関・団体との連携を図り、必要な物資の備蓄・調達・供給体制の整備を図る。
- 生活必需品の備蓄を行う。
- 民間事業者等との協定による供給体制の整備
- 市民に対して、備蓄の必要性について普及・啓発を行う。

第1 調達・供給体制の整備

- 1 駒ヶ根商工会議所等の商工団体等の協力を得て、調達可能量の把握に努め、調達体制を整備する。
- 2 迅速に生活必需品を確保するため、民間業者等との調達に関する協定を締結し、効果的に運用する体制を整備する。
- 3 自治組織、ボランティア団体等の協力を得て、物資の供給体制の整備を図る。
- 4 輸送される生活必需品の集積場所を調整する。
- 5 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画する。

第2 生活必需品の備蓄

- 1 防災備蓄倉庫に人口に応じた数量を分散保管するよう、年次的、計画的に備蓄に努める。
- 2 市民における生活必需品の備蓄の促進を図る。

第3 大規模地震を想定した仮設トイレ等の確保

大規模地震の発生を想定した「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」に基づき、仮設トイレ等の確保について、次の対策を促進する。

- 1 直下型地震を想定とした必要数を全て備蓄することは極めて困難であるが、救援物資の到着までの間の対応として、仮設トイレ以外にも簡易トイレの備蓄も併せて検討する。
- 2 仮設トイレ等は、当面備蓄数量目標を230基程度とし、年次的、計画的に備蓄に努める。

3 特に、トイレ対策は市街地において重要であり、その設置場所の検討をする。

4 各家庭でも簡易トイレの備蓄を推進する。

なお、簡易トイレの場合、後処理が課題となるため、この対応を検討する。

第4 住民が実施する計画

災害に備えて、生活必需品の他、食糧、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行うものとする。

また、下記の品目についても併せて準備を行うものとする。

- 寝具（タオルケット・毛布等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
- 感染症対策（マスク、アルコール消毒液、体温計等）

第15節 危険物施設等災害予防計画

災害時、その規模及び被害を軽減するため危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）の取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

主な取組み

- 保安管理体制の充実を図る。
- 保管場所の把握に努める。
- 防災のための教養訓練等自主保安体制の強化を図る。
- 危険箇所等の把握に努める。

第1 危険物施設災害予防計画

消防法で定める石油類等の危険物による災害を未然に防止し、災害発生後の被害を軽減するための計画とする。

1 危険物施設の状況

本市にある危険物貯蔵、取扱施設は、資料23のとおりである。

2 予防対策

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害及び地振動による慣性力によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(2) 災害予防教育及び訓練の実施

ア 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設管理者、従業員等に対し、保安管理技術の向上を図るため、講習会等を実施する。

ウ 危険物安全管理を徹底させるため、組織の育成と活動強化を図り、訓練等を実施する。

(3) 相互応援体制の確立

市及び上伊那広域消防本部は、万全の処理能力をもって危険物災害に対処するため、必要な施設、設備、資機材等の近隣消防署との相互応援体制の確立を図る。

危険物施設管理者及び関係機関は、危険物災害に対する自衛体制を強化すると共に、危険物災害に対処するため、相互応援に関する協定を締結するよう努める。

(4) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

第2 その他の危険物施設等の災害予防計画

1 施設の状況

当市の危険物施設は次に分類されるとおりである。

- (1) 火薬類製造施設等
- (2) 高圧ガス製造施設等
- (3) 液化石油ガス施設等
- (4) 毒物、劇物保管貯蔵施設
- (5) 放射性物質使用施設
- (6) 石綿使用建築物

2 予防対策

これらの施設に対する直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。

本市として、次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

第16節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状況に維持する。

主な取組み

- 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。
- 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施
- 施設応急復旧応援受入れ体制の整備
- 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- 復旧資材の備蓄を行う。
- 水道管路図等の整備を行う。

第1 水道施設の整備及び安全性の確保

- 1 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用、老朽施設の整備の推進を図る。
- 2 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- 3 水源の維持、保全とともに、緊急用飲料水を確保するため、施設の改良を進める。
- 4 復旧資材の備蓄の充実を図る。
- 5 水道管路図の整備を図る。

第2 水道施設応急復旧活動マニュアルの作成

災害時の施設応急復旧活動を迅速に行うため、次の項目について記載したマニュアルを整備する。

- 1 職員の非常招集、情報伝達の確保及び班編成の強化
- 2 水道施設の被害状況調査及び把握方法
- 3 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
- 4 応急復旧の具体的作業の手順及び復旧活動内容の周知方法
- 5 施設管理図面等の管理及び活用方法

第3 応急復旧応援受入れ体制の整備

次の事項を基本に応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- (1) 国、県及び関係機関等との連携
- (2) 水道事業者等関係団体との連携
- (3) 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第17節 下水道施設災害予防計画

本市のほぼ全域に設置される下水道施設は、管渠施設、ポンプ施設、処理場施設があり、これらの施設が全体的、総合的に作用して下水道施設の機能が発揮される。

これらの膨大な施設に対して、適切な防災対策を講ずるとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資機材の確保、復旧体制の確立を図る。

主な取組み

- 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 緊急用、復旧用資機材の計画的な確保に努める。
- 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。

第1 施設の整備、補強、改築

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を重要な管渠及び処理場施設の内、老朽化の著しい施設を重点的に調査し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

第2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

- 1 災害対策要領等を定め、その対応が確実に機能するよう訓練を実施する。
- 2 復旧体制について、関係機関との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

第3 緊急用、復旧用資機材の確保

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

第4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

下水道施設台帳等の適切な調整・保管に努め、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができる体制を整備する。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。市として、これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

主な取組み

- 通信施設の風水害対策及び地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 駒ヶ根市防災行政無線通信施設の災害予防を図る。
- 通信ケーブルの地中化の推進に努める。
- 通信・放送の各事業者に対し、通信・放送施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくとともに、行政としても協力する。

第1 緊急時のための通信確保

市内における有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、市関係各所はもとより、市以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

第2 市防災行政無線通信施設災害予防

市民への情報伝達手段として有効な防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

第3 道路埋設通信施設災害予防

市は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進に努める。

第4 通信事業者への協力

東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する以下の計画について、市は協力する。

1 被災状況の早期把握

災害に関する情報の提供及び収集のための行政防災機関等との情報連絡の強化を図る。

2 電気通信システムの高信頼化

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (2) 主要な交換機を分散設置する。
- (3) 通信ケーブルの地中化の推進。
- (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

第5 放送事業者への協力

(株) エコーシティー・駒ヶ岳が災害非常対策規程（資料 38）に基づき行う放送施設の災害予防計画について、市は協力する。

第19節 その他ライフライン施設災害予防計画

都市生活を維持する上で不可欠な電気、電話等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業体においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

市としては、各事業体に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくとともに、行政としても協力を行う。

主な取組み

- 防災アセスメント等の調査研究資料の提供による早期復旧策検討への協力を行う。
- 事前の連携を密にして、災害時の連絡方法等について取り決める。
- 防災上重要な施設からの復旧について取り決める。

第1 行政面での協力

- 1 本市の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。
- 2 ライフラインの応急敷設に便利な並木や緑地を計画的に設ける。
- 3 災害時の情報伝達システムを構築する。

第2 事前の連携強化

次の事項について事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。

- 1 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
- 2 防災上重要な施設の優先復旧について

第20節 災害広報計画

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道関係機関等は適切な対応が行える体制を備えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

主な取組み

- 災害時の広報体制の検討、整備を図る。
- 円滑な広報活動のため、報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第1 広報手段の整備

現在、本市で対応可能な手段は次のとおりである。

- 1 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表、依頼又は要請
- 2 広報紙、ポスター、ちらし等の印刷物の発行配布
- 3 市のホームページ
- 4 市の登録メール
- 5 広報車等による現地広報
- 6 エコーシティー・駒ヶ岳の文字放送及び音声告知放送による広報
- 7 同報系防災行政無線
- 8 アマチュア無線クラブとの連携による広報
- 9 災害時緊急メール（(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
- 10 災害情報共有システム（Lアラート）、ソーシャルメディア等による広報

第2 広報文の事前の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定し、分かりやすい広報文を作成する。

- 1 災害の発生が予知又は予想される場合
- 2 災害が発生した場合

3 応急対策活動が実施された場合

第3 被災者及び市民等・報道機関への対応の検討

1 被災者及び市民等への対応

被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、情報の収集窓口と発信窓口が緊密に連携できるような体制の整備を図る。

また、災害情報共有システム（Lアラート）、市のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、被災者及び市民等に対して各種の情報を提供する。更に、音声告知放送や登録メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

2 報道機関への対応

取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

報道機関との平素の連携を強化し、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。また、随時の対応について検討する。

第21節 土砂災害等の災害予防計画

地すべり、山地災害、土石流及びがけ崩れ等の災害を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と協力し総合的な対策を実施する。

主な取組み

- 県及び防災関係機関と協力しながら、防止工事等の予防措置に努める。
- 自主防災組織等の協力を得て、新たな危険箇所の把握に努める。
- 平常時の防災パトロールの実施により、災害の未然防止を図る。
- 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を行う。
- 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について、警戒避難体制の整備と、ハザードマップを作成し、印刷物の配布等により市民に周知する。
- 雨量計を整備し、土砂災害警戒区域内に居住する関係住民が自主的かつ円滑に避難できる体制整備に努める。
- 大規模土砂災害に関する防災教育に努める。
- 計画的な防災工事等の実施と円滑な災害復旧に向けた基盤整備を進めるために、地籍調査事業を推進する。
- 住民主導型警戒避難体制構築事業の実施

第1 地すべり防止対策

1 防止対策

地すべり等防止法に基づき、県、防災関係機関等と協力しながら防止工事を実施するよう努める。

2 防災対策

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報の伝達、周知方法について定めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じる。
- (3) おおむね対策工事が完了した地区について、県の委託により巡視、軽微な修繕を行う。

- (4) 防災関係機関等は地すべりの危険地域の実態把握に努めるとともに、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、市民と協力し、防災パトロール、排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。
- (5) 地すべり防止の災害工事等の計画的な実施及び災害が発生した場合の円滑な災害復旧の実施に向けて、地籍調査事業を推進する。

第2 山地災害危険地の災害防止対策

1 防止対策

近年、山地に接近した宅地開発等により、山地災害の危険は増大している。このようなことから、必要に応じて山地災害危険地を森林法に基づく保安林に指定して保安施設事業を推進するとともに、危険地の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

2 防災対策

- (1) 山地災害危険地の周知
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及
- (4) 山地災害に配慮した土地利用の誘導
- (5) 山地の防災及び災害が発生した場合の円滑な災害復旧の実施に向けて、地籍調査事業を推進する。
- (6) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

第3 土石流防止対策

1 防止対策

一見安定した林相を呈している地域でも、集中豪雨によって土石流が発生する危険箇所が東西の山麓地域に数多く散在しているため、国・県に防止事業の推進を要望するとともに、これらの地域に対する警報の伝達、その他緊急時に際して各地域に適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

2 防災対策

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報の伝達、周知方法について定めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知するため、これ避難施設その他

の避難場所及び避難路その他の避難経路らの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。

- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及
- (4) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (5) 土砂災害防止事業等の計画的な実施及び災害が発生した場合の円滑な災害復旧の実施に向けて、地籍調査事業を推進する。

第4 急傾斜地崩壊防止対策

1 防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地崩壊危険地域に指定された箇所については、県と連携をし、その所有者、管理等に対し必要な防災工事を施すなど改善措置をとることを勧告する。

2 防災対策

- (1) 防災パトロール、情報の収集、気象警報・注意報の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を市民に周知する。
- (3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (4) 避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。
- (5) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。
- (6) 急傾斜地崩壊防止工事等の計画的な実施及び災害が発生した場合の円滑な災害復旧の実施に向けて、地籍調査事業を推進する。

第5 泥流対策

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

第6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水想定区域、土砂災害危険・注意・準用区域内の災害危険箇所等の周知

を図る。

第7 土砂災害警戒区域の対策

市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

オ 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

カ 救助に関する事項

キ その他警戒避難に関する事項

ク 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災ハザードマップ等を作成し、それらを市民に周知するものとする。

(3) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

第8 大規模土砂災害に関する防災教育、啓発

関係機関と連携して大規模土砂災害に関する講習会等を開催し、教育・啓発を行う。

第9 土砂災害対策に関し住民等が自ら行うこと

(1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。

やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

第10 住民主導型警戒避難体制構築事業の実施

市は、土砂災害による犠牲者を出さないため、県と協力し、住民主導型警戒避難体制構築事業に取り組み、地域ごとの自主避難計画を作成する。

住民は、前兆現象を把握した場合、各地区で住民主導型警戒避難体制構築事業により作成した自主避難計画により避難を実施する。

事業実施地区	平成 27 年	東伊那区
	平成 28 年	中沢区（吉瀬、大曾倉、中山、上割）
	平成 29 年	下平区
	平成 30 年	中沢区（永見山、菅沼、下割、中割、 中曾倉、本曾倉、原、南入）
	令和元年	上赤須区
	令和 2 年	南割区
	令和 4 年	中割区

第2.2節 防災都市計画

建物の不燃化の推進、延焼遮断帯や公園整備など防災空間の整備拡大により、都市施設の立地条件、その配置や構造上の問題に係る諸要素について防災化を図る。

主な取組み

- 各種の計画、施設整備事業に防災対策を取り込み、総合的な対策を推進する。
- 防火・準防火地域の指定を受けるなど、建築基準法等関係法令の適正な活用により、建物の不燃化の促進を図る。
- 避難路、延焼遮断帯、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第1 建物の不燃化、耐震化の推進

現在の建物の構造上の安全性は、建築基準法等の関係法令により最低限の基準が定められている。本市においては、都市計画による防火・準防火地域の指定や計画的な土地区画整理事業の実施により、建物の不燃化や環境の整備に努めてきたが、今後も一層の建物の不燃化、耐震化の推進を図る。

1 防火・準防火地域

(1) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(2) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

(4) 防災都市づくり計画を策定する。

2 耐震化の推進

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る。

特定建築物以外の一般の建物についても、これに準じた耐震化に向けた取り組みを行う。

第2 防災空間の整備拡大と災害に強い都市基盤整備の推進

1 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所、避難所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

(1) 延焼遮断帯の整備

「延焼遮断帯」とは、市街地の大火を防止するために配置された延焼防止効果のある道路、鉄道、河川、緑地、耐火建築物群などをいう。次により計画的な整備を図る。

ア 保全修復型延焼遮断帯の整備

現存する道路、河川、広域緑地等と不燃性樹木、不燃構造物等の組み合わせによって、延焼遮断効果を持たせるようにする。

イ 計画・誘導型延焼遮断帯の整備

土地利用の調整、面整備、沿道の不燃化、地区計画等により延焼遮断帯を計画的に整備する。

(2) 公園整備の推進

公園は、災害時の避難場所、避難所、仮設住宅用地（第2.4節「避難収容活動計画」に候補地記載）、災害の緩衝帯等にもなるので、「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、それらの積極的な整備に努める。

また、市街地の公園は、市街地居住者の快適な生活環境向上を図り、定住人口の増加を促すため、未利用地や再開発などにより確保した公共スペースを利用し、身近で歩いていける公園、広場の整備を促進し、交流空間、商店街活性化とともに、災害時の避難場所などの役割が持てるように整備を図る。

(3) 緑地・農地の保全

本市には広い農地があり、これらは災害緩衝機能をもつ空間である。また、市街地にある農地や緑地は、火災の延焼防止効果を持つものであるから、良好な都市環境と災害危険の低減のため、計画的な緑地・農地の保全を積極的に推進する。

(4) 防災緩衝帯（防災緑地網）の整備

延焼遮断帯のほか、市街地周辺の災害要因と市街地を画するため、次に挙げる防災緩衝帯（防災緑地網）の整備に努める。

なお、防災緩衝帯の整備は、国土交通省の実施している防災緑地緊急整備事業などを導入することができる。

ア 土砂災害（地すべり、斜面崩壊、土石流）対策の防災緩衝帯

イ 水害対策の防災緩衝帯

2 災害に強い都市基盤整備の推進

(1) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画

土地区画整理事業及び市街地再開発事業により、防災空間の確保、狭溢道路の解消及び市街地の不燃化等都市基盤を整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

第23節 建築物災害予防計画

災害による建築物の被害を最小限に抑え市民の生命、財産等を保護するための予防対策を講ずる。

主な取組み

- 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を講ずる。
- 防災上重要な拠点となる公共施設の予防対策を実施する。
- 一般建築物の防災性を高めるための指導に努める。
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて、普及啓発を図る。
- 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。また、未指定の美術工芸品や文書等の文化財の把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

第1 社会公共施設の災害予防

社会公共施設は、平常時は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。

このため、これらの施設の防災性を向上させることは、発災時の被害の軽減とその後の応急対策の実施に大きく影響するため、計画的な予防対策が必要である。

1 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

なお、本市は東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

2 施設の防災体制の整備

施設等の管理者は、利用者等の安全を確保するため、施設の防災計画を定め防災体制を整備する。

- (1) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。
- (2) 施設等の管理者は、がけ崩れや堤防決壊による被害を受けないかなど、施設の立地条件を考慮し、防災対策に努める。
- (3) 屋根材、看板等の飛散、落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

- (4) 施設等の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するように努める。

3 施設の安全性確保

- (1) 施設を新築、改築等する場合は、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。特に耐震性については配慮する。
- (2) 耐震診断等により改築、改修が必要な施設は、計画的な実施ができるよう努める。

第2 一般建築物の災害予防

建物への被害は、市民の安全の確保はもとより、災害復旧に大きな影響を与えるため、積極的な予防対策に努める。

- 1 県及び関係機関と協力し、建築基準法及び関係法令による建物の安全性の確保を図る。
- 2 老朽建物については、耐震診断、耐震改修のための支援措置その補強方法の紹介や改築の奨励を行う。
 - (1) 住宅及び市長が指定した民間の避難所について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。
 - (2) 戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。
- 3 建築時の地形・地盤等の立地条件に注意し、特に耐震・耐火性の建築を推奨する。
- 4 屋根材、看板等の飛散、落下防止及びブロック塀等の安全対策についての指導及び啓発を行う。
- 5 がけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定に努める。
- 6 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- 7 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第3 文化財の災害予防

文化財については、文化財保護法又は長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

これら文化遺産の伝承を全うするため、その防災対策を講ずる。

1 全般的な対策の推進

県及び関係機関の協力を得ながら、文化財の保護対策を推進する。

- (1) 文化財に対する市民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図る。
- (2) 文化財の所有者、管理者に対する管理保護について、指導と助言を行う。
- (3) 防災施設の設置事業の推進とそれに対する助成措置の活用を図る。
- (4) 市内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

2 予防対策

文化財の所有者、管理者に対し、防災対策の徹底を期すよう指導する。

- (1) 防災体制の確立
 - ア 災害に対する管理体制の整備
 - イ 災害に備えた環境の整備
 - ウ 火気の使用及び危険物等の持込みの禁止
 - エ 自衛組織の整備とその訓練の実施
- (2) 防災施設等の整備
 - ア 消火器、スプリンクラー設備等の消火設備の整備
 - イ 火災警報機、非常警報設備等の警報設備の整備
 - ウ 避雷装置、防火壁、その他の設備の整備

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

道路及び橋梁は避難路や緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、その機能を確保するための予防対策を講ずる。

主な取組み

- 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 危険防止のための事前規制を行う。

第1 道路及び橋梁の災害に対する整備

1 都市計画街路の整備

災害に対する安全性、耐震性に配慮しながら計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保を進める。

2 既存道路の対策

道路改良、危険個所の防災対策等を計画的に行う。

橋梁についても、橋梁長寿命化計画に基づき修繕等を計画的に行う。

第2 高速道路の災害予防

現在、本市を通過する中日本高速道路(株)管理の高速道路は中央自動車道の1路線であり、市内の総延長は4.6kmである。

市は、中央自動車道における道路交通の安全確保が図られるよう施設の安全性の向上、交通安全の確保、事故対策等、総合的な防災対策の実施を中日本高速道路(株)に要請する。

第3 農道・林道及び橋梁の災害予防

- 1 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。
- 2 計画的な道路改良、永久橋への架け替え等を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

第4 関係団体との協力体制の整備

- 1 国、県及び中日本高速道路㈱の道路管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。
- 2 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関が情報共有できる体制の整備に努める。

第5 危険防止のための事前規制

気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、駒ヶ根警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

第25節 河川施設等災害予防計画

洪水等の災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川改修等の予防対策を進める。

主な取組み

- 国・県と連携を図り、計画的な河川改修の実施を要望する。
- 伊那建設事務所等の関係機関の協力を得て、危険箇所の把握に努める。
- 中小河川の整備を計画的に進める。
- 河川管理施設の耐震性の向上に努める。
- 適正な水門等管理を行い災害予防に努める。
- 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。
- 計画的な河川改修の実施と円滑な災害復旧に向けた基盤整備を進めるために、地籍調査事業を推進する。

第1 河川の改修予防

1 国管理の河川改修

本市域にある国管理の天竜川等においては、計画的に河川改修が進められているが、一層の河川改修等の実施を要望する。

2 県管理の一級・二級河川の河川改修

本市域にある県管理の一級河川は19河川、二級河川はない。これらの河川は伊那建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められているが、より一層の河川改修等の実施を要望する。

3 準用河川・普通河川の河川改修

市管理の準用河川は18河川、普通河川は87河川ある。これらの河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性及び耐震性の向上を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

4 基盤整備の推進

洪水等の災害の未然防止のための計画的な河川改修等の実施及び河川氾濫等による水害が発生した場合の円滑かつ迅速な復旧に向け、地籍調査事業を推進することで基盤整備を推進する。

第2 流域治水対策

市街地に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広くなるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。排水条件の悪い箇所における水害予防対策を講ずる。

1 水門等の管理体制整備

土地改良区等の管理団体と連携し、水門等を管理するとともに、適正な管理による水害予防に努める。

2 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制していくため、長期的視野に立った治水対策の検討を行う。

- (1) 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討
- (2) 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設推進

第3 浸水想定区域内の災害予防

- 1 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導するものとする。
- 2 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。
- 3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画は以下のとおりとする。
 - (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
 - (2) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第4 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

第2.6節 ため池災害予防計画

洪水によるため池の災害は、ため池自体の被害のほかに、下流の農業関係にとどまらず、公共施設、人家等にも及ぼすおそれがあるため、適正な管理を行い災害予防に努める。(資料17)

主な取組み

- 巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。
- 防災重点ため池等、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

第1 現状の把握

ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

第2 定期的な点検調査の実施等

堤体の沈下、クラック、漏水等の目視による監視のほか、必要に応じ専門機関の調査等により、異常の発見に努める。

また、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施し、必要に応じて、土のう、杭等の応急資材を準備する。

第3 管理団体等の協力体制の整備

地元の管理団体と協力し、災害の予防措置、緊急連絡網等を取り決めておく。

第27節 農林水産物災害予防計画

複雑な地勢と気象条件、水質環境にある農林水産業は、絶えず災害におびやかされているが、これを未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。

主な取組み

- 円滑な農林業者等への気象情報の伝達を実施する。
- 県及び上伊那農業協同組合との連携を図り、気象条件に対応した技術指導に努める。
- 災害予防のための観測体制の構築、強化を図る。

第1 農産物災害予防計画

1 農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

2 凍霜害対策

市は、農林産物を凍霜害から未然に防止するため、次に示す情報を基に霜の有無、程度、最低気温の予想及び技術指導等の情報を判断し、(株)エコーシティー・駒ヶ岳音声告知端末により関係者へ周知を図る。

- (1) 10月上旬から中旬、4月初旬から5月下旬、それぞれにわたり長野県地方気象台及びNHK、SBC、NBS、TSB、ABN等のテレビ、ラジオで放送される霜予報
- (2) (株)エコーシティー・駒ヶ岳のCATV気象情報による市内2箇所（北割、竜東）の観測データの放送

第2 林産物災害予防計画

適正な森林管理は保水機能の確保や山地災害の防止等防災機能を果たすため、県林務部、上伊那森林組合等関係機関・団体等と連携し、市森林整備計画に基づき健全な森林づくりを推進する。

県林務部と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

第28節 二次災害の予防計画

災害時には、二次災害の危険性の有無について、迅速かつ適確に調査を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するよう努める。

主な取組み

- 建築物及び宅地に係る二次災害予防のための措置を講じる。
- 危険物施設等に係る二次災害予防のための措置を講じる。
- 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。
- 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。

第1 建築物及び宅地に係る二次災害予防対策

被災家屋・宅地の把握に努め、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）等の協力を得て、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害の防止を図る。

第2 道路・橋梁等に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険箇所及び点検すべき箇所を把握し、伊那建設事務所等の関係機関の協力を得て、落石、落橋等の二次災害の防止を図る。

第3 危険物施設等に係る二次災害予防対策

1 予防対策

危険物等による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と協力し、次の事項について施設の立入検査を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物施設等の位置、構造及び施設の維持管理状況
- (2) 危険物等の貯蔵、取扱状況
- (3) 危険物施設等の周辺の環境整備状況

2 施設、資機材の整備

危険物施設等の所有者、管理者は、二次災害に即応するための設備の整備、資機材等の備蓄を図るとともに、保安体制の強化に努めるよう指導する。

3 保安教育

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を上伊那広域消防本部が実施する。

4 自衛消防組織の強化についての指導

- (1) 立入検査の実施等指導の強化
- (2) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (3) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

第4 河川施設に係る二次災害予防対策

伊那建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
- 2 倒木の流失による二次災害の防止
- 3 河川管理施設の耐震性を向上させる。
- 4 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

第5 山間地等における二次災害予防対策

伊那建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- 1 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- 2 溪流における土石流の堆積による泥流の防止
- 3 倒木の流出による二次災害の防止
- 4 情報収集体制の整備
- 5 警戒避難体制の整備
- 6 大規模土砂災害発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応
- 7 必要な資機材の備蓄、県や国との協力・支援体制強化

第29節 防災知識普及計画

「自らの命は自らが守る」という防災の基本方針から、市及び防災関係機関による災害対策が有効に機能するためには、市民が常日頃から防災に対する備えを心がけ、災害発生時には、自らの安全を守るよう行動することが重要である。

そこで、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努める必要がある。

主な取組み

- 市民等に対する防災広報の充実を図り防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 「防災の日」等への取組みの強化を図る。

第1 防災広報

1 一般的な防災の広報

(1) 次の事項について防災知識の普及を図る。

ア 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

イ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

ウ 避難生活に関する知識

エ 平常時から住民が実施し得る概ね1週間分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(2) 災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップとし、住民に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等

に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

ア 避難の確保を図るため必要な事項

イ 浸水想定区域内の地下街等

ウ 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

- (3) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (4) 自主防災組織における、防災マップ、ハザードマップの作成に対する協力について指導推進する。
- (5) 上記の災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (6) 台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画である「マイタイムライン」の普及を図る。
- (7) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (8) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (9) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (10) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (11) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (12) 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食糧を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、マイタイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

2 地震についての広報

- (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により次の事項の啓蒙活動を行う。
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自

粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 要配慮者に対する配慮
- (7) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (9) 市民が実施しうる応急手当、食料等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- (12) 県所有の地震体験車等を利用して地震の恐ろしさについて、市民が身をもって体験し、どのように行動すべきかの心構えを持つ機会を設ける。
- (13) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - ア 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - イ 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合に取りべきべき行動等の知識

3 広報方法

防災についての周知徹底を行うために、本市の常時行う広報活動のほか、講習会の開催及び防災関係機関への協力等により防災知識の普及を図る。

- (1) 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災意識の高揚を図る。
- (2) 市広報紙等による防災知識の普及

市内全世帯に配布する市広報紙及びCATV番組放送等を通じて、市民の防災知識の周知徹底を図る。
- (3) 防災マップ等の配布

自主防災組織における防災マップの作成を推進するとともに、防災関係の諸情報の掲載された防災マップ及びハザードマップを作成して配布及び地図情報その他の方法により公開に努め、市民の防災についての関心を高める。
- (4) 児童及び生徒に対する教育並びに指導

「子供を災害から守る」ことを重点目標として、各種災害等について教育指導を実施するため、防災に関する副読本を作成し、学校教育の中で防災をとり上げることなどを検討する。
- (5) 広報の内容
 - ア 地域防災計画の概要
 - イ 災害予防
 - (ア) 家屋や塀の耐震化の促進に関して
 - (イ) 家具類の転倒、落下防止措置に関して

- (ウ) 火気使用器具の点検整備及び火気管理に関して
- (エ) 消火器・消火用水の準備に関して
- (オ) 非常用飲料水・食料の準備に関して
- (カ) 救急医薬品の準備に関して
- (キ) 生活必需品及び防災用品の準備に関して
- (ク) 防災講習会・訓練への参加に関して
- (ケ) 家庭内での防災についての話し合いに関して
- (コ) 自主防災組織への積極的な参加に関して
- (サ) 指定避難場所、避難所の確認及び避難方法に関して

ウ 災害時の心得

- (ア) 県、市、消防署、警察署等の防災関係機関からの情報の入手に関して
- (イ) 火の始末に関して
- (ウ) あわてて外へとびださず、丈夫な机等に身を寄せるなどの応急対応に関して
- (エ) 心の落ち着きと冷静な判断に関して
- (オ) 非常時における出入口の確保に関して
- (カ) 出火防止及び初期消火に関して
- (キ) がけ崩れ・地すべり、土石流等に関する注意事項に関して
- (ク) 出水等に関する注意事項に関して
- (ケ) 市民相互の協力体制に関して
- (コ) 秩序の遵守と衛生に関して
- (サ) 電話・自動車の利用自粛に関して
- (シ) 幼児・児童・高齢者・身体障がい者・傷病者、妊産婦等の要配慮者の安全確保に関して
- (ス) 生活物資の買い急ぎ及び預貯金の引出しの自粛に関して
- (セ) 避難する際の注意事項に関して

第2 学校における防災教育の推進

- 1 学校においては、大規模災害にも対処できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- 2 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - (1) 防災知識一般
 - (2) 避難の際の留意事項
 - (3) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - (4) 具体的な危険箇所

(5) 要配慮者に対する配慮

3 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

第3 市職員に対する防災知識の普及

防災業務に従事する職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会への参加等を通じて防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

第4 「防災の日」等への取組み

毎年9月1日の「防災の日」を中心とした「防災週間」、また阪神・淡路大震災を契機として設定された「防災とボランティアの日」を中心とした「防災とボランティア週間」には、防災に対する市民の意識の高揚を図るため、防災訓練はもとより各種関係機関等の協力を得て、広報活動等を積極的に計画する。

第30節 防災訓練計画

災害時における防災活動の円滑な実施を期するために、防災関係機関の連携、相互連絡協調体制及び地域住民が連携した協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練と各箇別訓練を実施し、有事に際して即応できる体制を確立するとともに、防災思想、防災知識の普及を図り防災体制の万全を期する。

主な取組み

- 防災訓練を毎年実施し、防災思想、防災知識の普及を図る。
- 総合防災訓練、自主防災組織による訓練等を毎年「防災週間」に実施する。
- 広域応援協定に基づく相互応援協力体制の確立を図るための訓練を実施する。
- 実践的な訓練とするために訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

第1 本市の実施する防災訓練

1 総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）

市が主催し、防災関係機関、自主防災会及び関係団体の協力を求め、次により年1回、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

- (1) 災害のおそれある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。
- (2) 市の防災機関、警察機関その他関係団体等が一体となって、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策活動を総合的に実施する。
- (3) 自主防災会が主体となり、区単位に総合防災訓練に併せて避難誘導等応急対策訓練を実施する。
- (4) 実施にあたっては、安否確認訓練や訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

2 図上訓練

災害時における人員、資材等の機動力の整備体制を事前に確認し、整備調整する目的をもって次により実施する。

- (1) 災害の発生が予想される時期前の訓練効果のある時期に実施する。
- (2) 災害の多い地域又は訓練効果が期待できる地域を選んで実施する。
- (3) あらかじめ想定された災害の進行を図上に再現し、各防災機関がそれぞれ災害の態様に応じた対策の処置を検討する。

3 避難訓練

災害時における避難指示、避難のための立退き等、迅速及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て実施する。

4 水防訓練

市の区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を行う。

5 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助救急避難誘導訓練を実施するほか、必要に応じてその他の関連した訓練を併用して行う。

6 非常無線通信訓練

災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、長野地区非常無線通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの送受信、感度交換訓練等を行う。

7 災害救助訓練

救助救護を円滑に遂行するため必要に応じ、あらかじめ作成された想定により実施する。

8 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

9 広域防災訓練

応援協定をより実効性あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制の確立を図るための訓練を実施する。

10 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、大規模災害を想定した情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性があることから、これを想定した訓練を実施する。

11 大規模土砂災害対応訓練

国・県・関係機関と連携して大規模土砂災害に対応した合同防災訓練を実施する。

12 複合災害を想定した訓練

地域特性に応じた複合訓練（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

13 その他訓練

必要に応じて、災害時に迅速で円滑な行動ができるよう関係機関と連携して実施する。

第2 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県と市の分担を互いに調整し、連携して訓練を行う。

第3 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織の訓練計画により実施するが、訓練についての指導、助言及び協力を行う。

第4 実践的な訓練の実施と事後評価

1 実践的な訓練の実施

- (1) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (3) 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。
- (4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

2 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第31節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制の整備を図る。

主な取組み

- 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 罹災証明書の発行体制の整備を行う。
- 災害発生後の円滑かつ迅速な復興活動に向けた基盤整備を進めるために、地籍調査事業を推進する。

第1 災害廃棄物の発生への対応

- 1 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- 2 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
- 3 広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- 4 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- 5 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第2 データの保存とバックアップ

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

保存すべきデータには、概ね次のようなものがある。

- 1 所管施設の設計図、構造図等
- 2 公図等の写
- 3 関連するデジタルデータ

第3 災害復旧用資材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要があるため、上伊那森林組合等と連携して、供給体制の確立に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを有効に活用する。

第5 基盤整備の推進

災害発生後の円滑かつ迅速な復興活動に向け、土地境界の確定を行う地籍調査事業を推進しつつ、調査後のデータの確実な保存及び法務局への送致事務を的確に行う。

第3節 自主防災組織の育成に関する計画

災害時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が市及び防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止、初期消火、要配慮者に対する役割は非常に重要である。さらに、今日的な社会環境の中で自主防災組織の活動を通じ、地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

主な取組み

- 自主防災組織の育成、強化を図る。
- 自主防災組織の活動環境の整備を図る。
- 自主防災組織への防災資機材の整備を図る。
- 自主防災リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。

第1 整備計画

1 地域住民による自主防災組織

災害発生時において、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに行政機関及び消防機関と連携し、被害の拡大防止を図ることを目的に、自主防災組織の育成及び強化を図る。

なお、各区の自主防災会には、組織体制の強化のため、自主防災リーダーを選出し、2年以上の任期とし、消防団OBにも積極的な参加を求める。

(1) 自主防災組織の業務

自主防災組織は、概ね次の業務を所管する。

ア 平常時の活動

- (ア) 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- (イ) 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- (ウ) 地域の危険箇所点検に基づく防災マップの作成、配布
- (エ) 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- (オ) 家族名簿の整備
- (カ) 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

イ 発災時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動

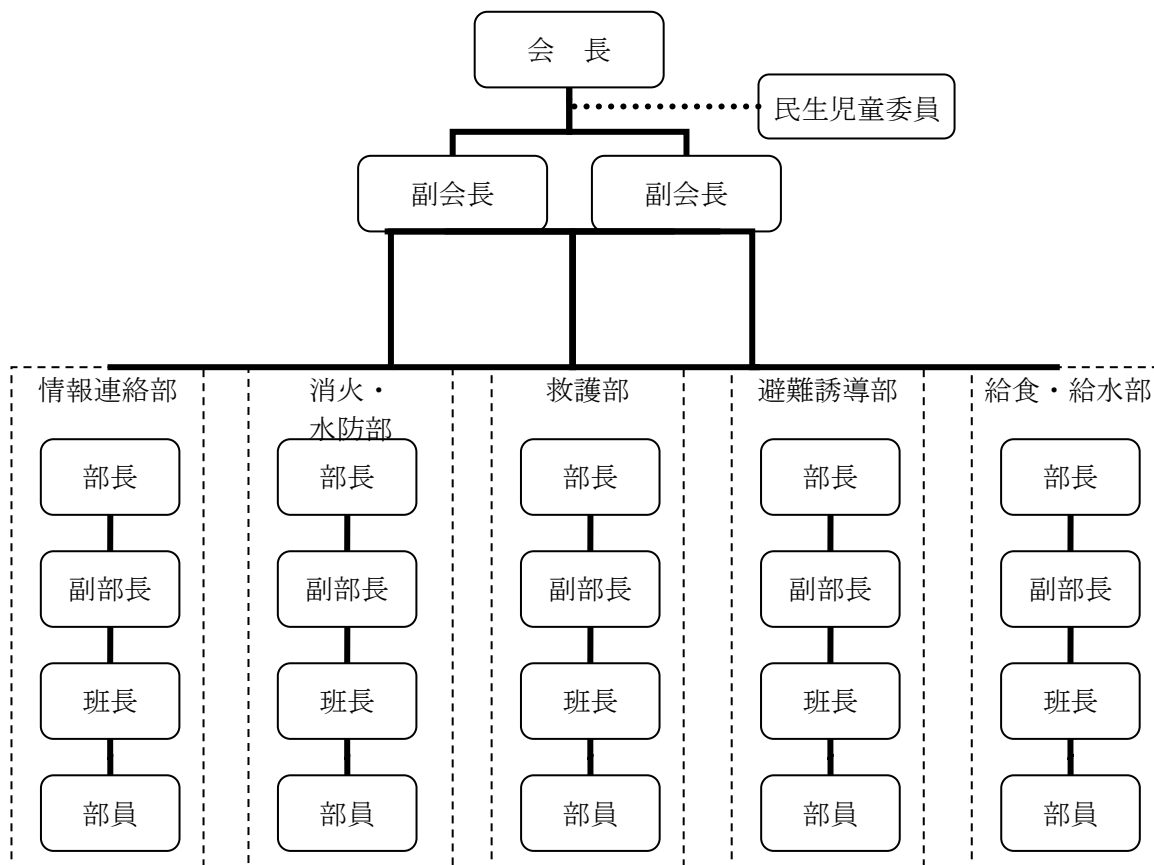
- (エ) 救助等の実施及び協力
 - (オ) 炊き出し等の給食給水活動
 - (カ) その他防災に関すること
- ウ 大規模地震時における各区の自主防災会の活動
- 大規模地震の発生を想定した「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」に基づき、次の対策を実施する。
- (ア) 市指定の避難所の運営は、自主防災会長(区長)が中心となるが、区内に避難所が複数ある場合は、あらかじめ中心となる者(自主防災リーダーや自主防災会の役員)を決めておく。
 - (イ) 自主防災会長は、区の対策本部の設置場所及び構成をあらかじめ決めておく。
 - (ウ) 自主防災会長は、自治組合長及び隣組長と連携し、区民の状況の把握に努め、消防団と協力して区民の救助救出に全力を上げるとともに、避難所にあつては、自治機能の確立と必要な救援物資の要望の取りまとめ、適切な運営にあたるものとする。
 - (エ) 自主防災会長は、必要に応じて避難者支援拠点(震災対策編第3章第3節「大規模地震における初動期の非常参集職員・災害対策本部の活動」参照)に配置する市職員等の応援を求める。
 - (オ) 自主防災会長は、所属する避難者支援拠点に連絡員を2名以上配置する。
 - (カ) 通信手段は、防災行政無線、消防団無線が主体となる。
 - (キ) 自治組合長は、日常生活をともにする組織の単位(心の支え合い)で、食糧・飲料水・毛布等の必要物資の確保を図る。なお、発災後1週間は、十分な救援物資が届かないことが想定されるので、自力での対応に努める。
 - (ク) 震災対策の課題の多くは発災後1週間にあり、自主防災会において事前に協議し、必要な物資の備蓄を進める。
 - (ケ) 非常食やミルクなどは、湯を必要とするため、卓上コンロや釜などが手配できる体制を事前に協議する。
- (2) 大規模地震を想定した自主防災会の強化
- ア 地域の防災の主体として、自主防災会の強化と資機材の充実に努める。
 - イ 自主防災組織リーダーの選出により、恒常的な防災組織体制づくりに努める。消防団OBにも積極的な参加を求める。
 - ウ 地域における実態を把握し、防災ハザードマップ等により、避難所の位置等を地域住民に対し、常に周知しておくものとする。
 - エ 民生児童委員、自治組合長、地区社協、隣組長及びあらかじめ要配慮者の支援をする者として指定された者は、事前に「住民支え合いマップ」等を作成して、これにより要配慮者の安否の確認を行い、自主防災会長に報告した後、地域での避難の支援を求める。
- また、自主防災会長が施設の受入れが必要と判断した場合は、災害対策本部に連絡

し、この対応を求める。

オ 資機材の充実、資機材等の整備・備蓄基準を設け、早期に計画的な充実を図る。

(3) 自主防災組織の現況（資料 30 参照）

(4) 自主防災組織の編成（各区の自主防災会の基本形）



2 民間協力機関

- (1) 上伊那農業協同組合
- (2) 駒ヶ根商工会議所
- (3) 市内小中学校PTA
- (4) 駒ヶ根アマチュア無線クラブ

3 施設の防災組織

学校、病院及び一般事業所等の施設については、防火管理者を中心とした防災体制の確立を図り、また関係機関等に対して総括防災管理者を設置するよう指導する。

4 危険物施設及び高圧ガス関係施設の防災組織

爆発性・可燃性・毒性・高熱性等の特性を持っているこれらの施設に対する防災は、消防機関の活動にも限界がある。したがって専門的知識を有する所有者又は管理者が中心となり自主保安体制の確立と、自主防災組織の充実強化を図り、また関係業界が地域的な防災組織を組織

し、確立を図る。

5 設備・器具等の整備

自主防災組織の整備とともに必要な設備・器具等を逐次整備する。

6 自主防災組織リーダー研修会等の開催

自主防災組織の中に指導者を養成するため、研修会等を開催し、組織強化を図るとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

7 防災士の育成

防災士は、防災・減災および地域防災力向上のため、十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証を受けた防災のスペシャリストである。地域防災力の向上に寄与するため、防災士の資格を取得しようとする者に対して補助金を交付する。

(補助対象経費) 防災士研修センター等の講座の受講料、教材費、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料

8 自主防災組織の活性化

災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、自主防災リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く。

第2 活動環境の整備

1 防災資機材、拠点の整備

自主防災組織の強化のため、自主防災会が独自に購入する防災資機材の経費に対して補助する。(資64参照)

また、コミュニティ助成事業、消防防災設備整備費補助事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設(公園、広場等)を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

2 活動に対する支援

毎年、防災モデル地区を指定するなどして、重点的にその自主防災会の育成、強化を図るとともに、実施する訓練等の活動に対する助成を行う。

第33節 企業防災に関する計画

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

主な取組み

- 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第1 企業防災の概要

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

第2 市が実施する計画

- 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

- 2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- 3 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- 4 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第3 企業が実施する計画

- 1 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- 2 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- 3 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- 4 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。
- 5 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第34節 ボランティア活動の環境整備

災害の状況や規模によっては、市及び防災関係機関の職員だけではその応急対策に十分対応できないことが予想される。このため、市町村間の災害時応援協定の締結も行われているが、災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

平常時からNPO・ボランティアとの連携を強化し、災害時の迅速かつ円滑なボランティア活動を実施するための、環境や体制の整備を図る。

主な取組み

- 駒ヶ根市社会福祉協議会、駒ヶ根市赤十字奉仕団と連携を図り、ボランティア活動の環境整備を進める。
- 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連絡の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築に努める。
- ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第1 ボランティア活動の現状

本市におけるボランティア活動の現状は、駒ヶ根市社会福祉協議会ボランティアセンターが中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。

令和4年1月現在の同センターへの登録状況は、23団体、880名である。なお、連合会等の組織は現在ない。

また、駒ヶ根市赤十字奉仕団は、平成23年度に再結成され、福祉課が事務局を担い積極的に活動を行っている。

令和4年1月1日現在の団員数は、88名である。

第2 ボランティアセンターの活動拠点

ボランティアセンターは、駒ヶ根市ふれあいセンターにあり、活動を行っている。災害時には、駒ヶ根市ふれあいセンター又は災害の規模により駒ヶ根総合文化センター（小ホールを除く）を活動拠点とし、受入体制等の整備を図る。

1 駒ヶ根市ふれあいセンターの概要

所在地	駒ヶ根市梨の木2番25号
電話番号	81-6000
建物	鉄骨造平家建
施設内容	事務室、会議室、集会室、食堂、研修室（トレーニング室）
特殊設備	障がい者用トイレ、洗面所

2 駒ヶ根総合文化センターの概要

所在地	駒ヶ根市上穂栄町23番1号
電話番号	83-1130
建物	鉄骨鉄筋造
施設内容	ホワイエ、リハーサル室、事務室、駐車場等

第3 駒ヶ根市赤十字奉仕団の活動

駒ヶ根市赤十字奉仕団は救急や規律の訓練を定期的に行っている。また、総合防災訓練やふれあい広場などのイベント活動にも参加をし、地域内で積極的に活動をしている。

第4 防災ボランティアの事前登録等

駒ヶ根市社会福祉協議会の協力を得て、防災ボランティアの育成及び事前登録を行う。

第5 ボランティア団体間の連携

国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

第6 ボランティアコーディネーターの養成

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等の協力を得て、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第35節 防災対策に関する財政措置計画

本市は、基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

主な取組み

- 本計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

第1 財政措置

1 災害予防

- (1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに防火水槽等の防災施設の整備
- (2) 災害に備える資機材等の備蓄
- (3) 防災訓練及び防災知識の普及等の推進
- (4) 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備並びにその他防災関連施設・機器の整備
- (5) 災害に強いまちづくりのための土地区画整理事業、市街地再開発事業等関連事業との調整

2 災害応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、法令等の定めるところにより弾力的に必要な財源措置を講ずる。

3 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらず、その後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとし、災害復旧に要する財政措置は、次により行う。

- (1) 諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、確固とした災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定する。
- (2) 緊急に災害復旧を必要とする場合で、特定財源の決定前に着手する場合は、関係機関と充分協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行う。
- (3) 災害復旧に要する予算は、災害応急対策と同様、法令等の定めるところにより、必要な予算措置を行う。

第2 駒ヶ根市財政調整基金

災害対策基本法第101条の規定により、災害対策基金を積み立てなければならないとされているが、財政事情を勘案し、地方財政法の定めるところにより、財政調整基金への積立てに配慮する。

駒ヶ根市財政調整基金

名 称	目 的	使 途
駒ヶ根市 財政調整基金	市財政の健全な運営を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費

第36節 災害対策に関する調査研究及び観測

災害の予防対策と災害時の適切な応急対策の実施のため、市域において予想される災害について、災害の種類ごとに関係各機関と連携し、科学技術等の進歩に対応した調査研究を検討する必要がある。

主な取組み

- 市、県及び各機関が協力し、風水害、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を進める。

第1 防災に関する情報等の収集・整理に努める。

第2 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施するよう努め、その結果を計画の中で明らかにする。

第3 国、県等が行う活断層等の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、データの蓄積に努める。

第37節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市民及び事業者が、「自助」「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定めることができるものとする。

主な取組み

- 住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第1 地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2 住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として駒ヶ根市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。

地区防災計画策定地区	駒ヶ根市地域防災計画への位置づけ
東伊那区	平成31年3月15日